

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四條畷市長 東 修平

市町村名 (市町村コード)	四條畷市 (272299)
地域名 (地域内農業集落名)	逢阪 (逢阪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 12 日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、全ての農地所有者が60歳以上であり、うち70歳以上の割合が67.6%を占めている。現在、地区内の農地を利用している農家は10名程度である。
讃良川沿いの農地は接道・取水ともに条件が良い一方で、川沿い以外の農地についてはすでに竹林と化している箇所が大部分を占める。また、地区全体として、イノシシによる獣害が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状、営農している農家のうち、若手複数名を中心に作り継ぐことを優先。その際、農機具の更新等をあわせて検討。取水が難しい農地については、果樹等の栽培も検討。その上で新規就農者の受け入れにあたっては、緑の文化園や野外活動センターと連携しつつ、体験農園等での地域の農地の維持活用を検討。地区内の農地面積が小さいため、いずれも小規模での経営を余儀なくされることから、耕作を維持するためには、兼業により一定の収入を得ること、新規就農者においても半農半Xのスタイルでの農業を志向する方の参入を検討。また、コスト削減のための生産技術の導入や農機具の共同導入などの検討、地域としての獣害対策など、地域全体としての取組を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

讃良川沿いを中心に、条件の良い土地については、農業上の利用を行う。すでに竹林と化している部分については、保全・管理を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が確定しない農地については、四條畷市の農地バンクへ登録を進め、地域内の担い手への貸付、および地区外からの参入者、特に移住を伴う新規就農者の参入者への貸付を推進する。 地区内農地面積が小さいことから農地の集団化にはこだわらず、小規模兼業での農業が維持できる農業を志向する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業(農地バンク)を活用した農地の貸し借りを実施する。 担い手の確定しない農地については、担い手とのマッチング次第農地バンクを活用し、地区内外の担い手への貸付を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
水管理の省力化に向けた水路の改修、ほ場の整序を検討する。(費用軽減策として施設の長寿命化や部分補修などで対応)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の空き家を、移住・新規就農者の住宅として農地とあわせて貸し出すことで、新たな担い手の誘致を検討する。 地区内の空き家・空き地を、担い手の農機具倉庫、駐車場、トイレ、更衣室などの活用も検討する。 体験農園などでの活用について、緑の文化園や野外活用センターとの連携した検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え、防除、稲刈りなどの作業の受委託、農作業繁忙期のシルバーの活用などを、地域として行い農作業の負担の軽減を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①獣害対策として、地域全体での獣害柵の設置、わなの導入、周辺林地の管理を検討する。 獣害対策は必須の対策として、新たな担い手も巻き込んで取り組む。 ⑩農産物の販路として、逢阪地区の関係者への直販を検討する。 また、農作業軽減策として、水稻直播栽培、疎植栽培、のり面除草機械の共同購入などを検討する。				